破産手続廃止

平成２８年（フ）第６７６号
福岡市博多区博多駅東３丁目11番14号
破産者　株式会社メディエンス
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８１８７号
東京都渋谷区笹塚１丁目52番18号
破産者　ジェイアンドイーデザインテック株式会社
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４２１号
東京都文京区音羽２丁目11番18号
破産者　株式会社共立アドバンス
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３１６号
北海道網走市字藻琴23―４　瀧谷様方、開始決定時の住所東京都杉並区今川４丁目22―14―107
破産者　木下　良雄
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４１５号
北海道網走市南四条西１丁目５番地
破産者　株式会社大作時計店
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４１６号
千葉県松戸市中和倉168―８―201、開始決定時の住所東京都台東区三ノ輪１丁目３―６　ベルビィパビヨンＢ101
破産者　大作　光史
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８２１号
東京都江東区大島７丁目36―３―202、開始決定時の住所東京都江東区大島８丁目５―６―302
破産者　高木　邦治
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２３８号
東京都大田区大森東２―８―12―101　株式会社レジェンド内、住民票上の住所東京都大田区大森南１丁目13―８
破産者　安藤　浩二
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４１０号
東京都足立区東綾瀬２丁目16―11　ヴィレヂハピネス３Ａ棟505
破産者　五十嵐好彦
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５４０号
東京都足立区栗原２丁目６―18―204
破産者　高野洋太郎
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６５０号
東京都東村山市廻田町３丁目27―１　メルベーユ・クエストＢ―302
破産者　平田　豊
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７７２号
東京都港区西麻布３―２―40―304、住民票上の住所東京都港区西麻布１丁目２―３―302
破産者　明坂　節朗
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８８９号
東京都豊島区池袋４丁目17―12―403
破産者　佐藤　信夫
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０４６号
神奈川県逗子市小坪４丁目６―７
破産者　渕上　正彦
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２２６号
埼玉県春日部市栄町２丁目294番地１
破産者　株式会社関東広告流通
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２２７号
埼玉県蓮田市大字黒浜4749―119　ライトコート蓮田Ａ―１号
破産者　工藤　正義
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３１１号
東京都大田区西蒲田６丁目16番１号
破産者　株式会社ユニフレックス
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３１２号
神奈川県川崎市多摩区生田３丁目13―７―202
破産者　立石　幹夫
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４９１号
東京都世田谷区羽根木２丁目６―10―103
破産者　宮坂　弘樹
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５０６号
東京都東久留米市幸町２―14―８
破産者　株式会社ＯＭＯＴＥＮＡＳＨＩ
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６３４号
埼玉県戸田市笹目南町17―34
破産者　ＩＴレスキュー株式会社
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部